

料理を趣味にしてみませんか？



男性の料理教室、今年も開催します！

- 期日／第1回…5月27日(火)
第2回…6月25日(水)
第3回…8月7日(木)
第4回…10月1日(水)
第5回…12月12日(金)
- 時間／午前10時～午後1時
- 定員／15名
- 参加費／各回1,000円程度
- 申込期限／4月30日(水)
- 問・申込み／余目第二公民館 ☎42-2306

音をこころとからだで感じてみよう！

余暇支援事業
リズムック2014

- 日時／5月17日(土)
午前10時30分～
- 場所／余目第三公民館
- 参加料／無料
- 内容／音楽にあわせて体を動かします。年齢を問わず、イスに座りながらでもお楽しみいただけます。
- 講師／澤田美佳氏（健康運動指導士）
- 対象者／障がい児、障がい者とその保護者
地域の児童とその保護者、
- 持ち物／動きやすい靴・服、飲み物
- 申込み／参加者のお名前・学校名・年齢・住所
電話番号をお知らせください。
<事前申込み制>
- 問・申込み／
庄内町障害者相談支援センター
☎42-2232 (FAX兼)
Eメール：shien-no-wa@bz03.plala.or.jp



はじめましょうPCライフ！

パソコン講座のお知らせ
PC基礎・インターネット入門講座

- 内容／マウス操作、キーボード操作、文字入力と変換、アプリケーションの起動と終了、インターネットの検索と閲覧、電子メールの作成と送受信など
- 日時／午前 5月8日(木)、9日(金)、15日(木)、16日(金)、22日(木)、23日(金)
午前9時30分～11時30分
夜間 5月12日(月)、13日(火)、19日(月)、20日(火)、26日(月)、27日(火)
午後7時～午後9時
※全6回、12時間の講座です。
- 対象／これからパソコンを始められる方や始めたばかりの初心者の方(高校生以上)
- 定員／各30名(先着順)
- 場所／余目第三公民館
- 参加料／2,000円(テキスト代含む)
- 持ち物／筆記用具
- 問・申込み／余目第三公民館 ☎42-0317

新庄盆地が一望できます！

コメっち*わくわくクラブ
楽しい山歩き教室in空蔵山 もくぞうさん

- 中級者向けのトレッキングです。昼食付きで入浴もできます。
- 日時／5月25日(日)午前7時30分～午後5時
 - 開催場所／空蔵山(新庄市)
 - 対象者／健康な方ならどなたでも
 - 参加費／会員3,000円 会員以外4,000円
(保険代・昼食代・ガイド代・交通費等)
※入浴料は別途かかります。
 - 定員／40名 ※定員となり次第受付終了
 - 申込開始／4月25日(金)より申込用紙に参加料を添えて申込みください。ご来所できない方は、電話かFAXでも申込みを受け付けます。
 - 問・申込み／
庄内町総合型スポーツクラブ
コメっち*わくわくクラブ
(総合体育館内 クラブハウス)
☎43-2035(FAX兼)
※当日は、小雨でも決行します。



お・も・て・な・し弁当コンテスト出品者募集！
～あなたとわたしの縁を結ぶおもてなし弁当～

山形デスティネーションキャンペーンと陸羽西線開業100周年記念事業にあわせ、庄内においてになった方に「おいしさまるごと庄内」の豊かな食文化でおもてなしをする「おもてなし弁当コンテスト」を実施します。おいしい弁当のアイデア、たくさんのご応募をお待ちしています。

- 応募資格／個人・団体、居住地、出品点数などに制限はありません。ただし、他のコンテストの入賞作品、商品化されている作品の応募はできません。また、入賞した場合、6月29日(日)にJR余目駅前のふれあいひまわり広場で開催される第2次審査に弁当を3個持参・参加できる方に限ります。
- 募集条件／庄内産米と庄内産食材3つ以上使用してください。(販売価格が1,000円程度)
- 応募方法／応募用紙にご記入の上、作品の写真を添付して応募ください。
※応募用紙は町内公共施設から入手できます。また、町ホームページからダウンロードすることができます。
- 応募締切／6月6日(金) ※郵送の場合必着
- 選考方法／6月11日(水) 【第1次審査】書類選考
6月29日(日) 【第2次審査】特別審査員、一般審査員の試食による審査
※発表・表彰は6月29日(日)「陸羽西線開業100周年記念事業」で行います。
- 審査基準／豊かな郷土性と獨創性、作りやすさ、売れやすさ、皆に愛される味わい等
- 賞・副賞／金賞：1名(10万円) 特別賞：2名(2万円)
- 応募にあたっての注意事項／
・入賞作品に係る全ての権利は庄内町観光協会に帰属するものとし、作品の販売にあたっては、入賞者への著作権使用料等、一切の利益は発生しませんので了承ください。
・入賞作品の商品化に向けては、入賞した方と協議させていただきます。
- 問・応募先／庄内町観光協会(新産業創造館内) ☎42-2922



★一般審査員を募集します！★

- 6月29日(日)の第2次審査で弁当の食べ比べをする方を募集します。
- 募集人数／先着100名
- 参加費／500円
- 内容／弁当の食べ比べ

国民年金のお知らせ

《平成26年4月1日に年金機能強化法が施行されました》

- 18歳未満の子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます
これまでは、夫が亡くなった場合に、子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されていましたが、改正後は子のある夫にも支給されます。
- 未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます
これまでは、未支給年金(亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金)を受け取れる遺族の範囲は、生計同一の「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でしたが、改正後は「上記以外の3親等内の親族」(甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など)まで拡大されます。
- 国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます
これまでは、国民年金の任意加入被保険者(サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申出により加入をしていた方)が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間に算入されませんでした。改正後はこの未納期間が受給資格期間に算入されます。
- 繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金を受け取れます
これまでは、老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日以後に繰下げの請求があったときは請求の翌月から増額された年金が支給されていましたが、改正後は請求が遅れたときでも、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。
- 障害年金の額改定請求書が1年を待たずに請求できるようになります
これまでは、障害基礎年金または障害厚生年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでした。改正後は省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができます。
- 問・申請先／税務町民課町民係 ☎42-0133 鶴岡年金事務所 ☎0235-23-5040